

# 淀川区NPO連絡会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当連絡会の名称は、「淀川区 NPO 連絡会」という。

(事務所)

第2条 当連絡会は、主たる事務所を大阪市淀川区十三東 1-8-12 松露興産十三ビル 601 に置く。

(目的)

第3条 当連絡会は、大阪市淀川区で活動する NPO 団体等の情報交流とスキルアップを図ると共に、地域社会の誰もが安心して暮らせる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 当連絡会は、次の種類の活動を行う。

- (1) 会員相互間の交流と親睦を図ると共に、「NPO 連絡会議」「勉強会」などを適宜開催する。
- (2) 会報の発行を通じ、会の目的を達成するための発信をする。
- (3) その他、まちづくりの推進を図るための活動を行う。

(事業の種類)

第5条 当連絡会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) NPO 諸団体の特性を活かした文化的事業。
- (2) 地域コミュニティづくりを図るための事業。
- (3) 既存の介護福祉サービスでは対応できない領域のサービスの提供。
- (4) その他、第3条の目的を達成するための事業。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当連絡会の会員は、次の2種とし、正会員をもって社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入会)

第7条 会員の入会については、会の趣旨に賛同することを条件とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、文書で代表理事に申し込むものとする。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき。
- (2) 当連絡会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 当連絡会に、次の役員を置く。

- 理事 3名以上10名以下
- 監事 1名以上2名以下

(役員職務)

第14条 代表理事は、当連絡会を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、当連絡会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当連絡会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、当連絡会の業務又は財産に関し不正の行為若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当連絡会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 当連絡会の事務を処理するため、当連絡会に事務局長、会計その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 総会

(総会種別)

第20条 当連絡会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日か15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障がある場合は副理事長がこれにあたる。理事長、副理事長に支障がある場合は出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 39 条 当連絡会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 当連絡会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 当連絡会の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第 41 条 当連絡会の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則を参考にして、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 当連絡会の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第 43 条 当連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 当連絡会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当連絡会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 当連絡会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第 49 条 当連絡会の公告は、当連絡会事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、当連絡会の創立総会決議に基づく成立の日から施行する。

2 当連絡会の設立当初の役員及び職員は、次のとおりとする。

代表理事	菱川 伸雄
副代表理事	奥 誠一
事務局長	石村 日里
監事	川内 ツキコ
会計	森 実千秋

3 当連絡会の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令4年6月31日までとする。

4 当連絡会の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 当連絡会の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

6 当連絡会の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 入会金 3000円
- ② 会費 3000円(1年間分)

(2) 賛助会員

- ① 入会金 3000円
- ② 年会 3000円(1年間分)